11 件

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認群馬地方第三者委員会分

1.	今回(のあっ	せん	等(の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 22 件

厚生年金関係 22 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの

国民年金関係 6件

厚生年金関係 5件

群馬厚生年金 事案 1197

第1 委員会の結論

申立人の申立期間②に係る標準報酬月額の記録については、平成 10 年 10 月から 11 年 3 月までは 26 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料 (訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義 務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和28年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年7月1日から5年2月7日まで

② 平成10年10月1日から11年4月1日まで

オンライン記録によると、A社に勤務した申立期間①の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に支給を受けていた 40 万円ぐらいの報酬月額と比べて低くなっている。また、B社に勤務した申立期間②の標準報酬月額が、給与明細書の報酬月額に見合う標準報酬月額と比べて低くなっている。申立期間①及び②の標準報酬月額について記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、B社に勤務した当該期間に係る標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間②のうち、平成 10 年 10 月から同年 12 月まで、11 年 2 月及び同年 3 月に係る標準報酬月額については、申立人から提出された B 社の給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、26 万円とすることが妥当である。

また、申立期間②のうち、平成 11 年1月に係る標準報酬月額については、これを確認できる資料は無いが、前述の給与明細書の状況から、当該期間に係る申立人の報酬月額は 25 万 2,000 円以上であったと推認でき、標準報酬月額 26 万円に相当する厚生年金保険料が控除されていたと推認できる。

以上のことから、申立期間②のうち、平成 11 年 1 月に係る標準報酬 月額については、26 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否か については、当該事業所は既に解散しており、これを確認できる関連資 料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを 得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、 事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び 周辺事情が無いことから行ったとは認められない。

2 申立期間①について、申立人は、A社に勤務した当該期間に係る標準報酬月額の相違について申し立てているが、同社は既に解散しており、元事業主に照会を行ったものの、賃金台帳等の資料は保管しておらず、申立人の申立期間当時の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、オンライン記録によると、申立人と同時期に当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得した2人の同僚についても、資格取得時の標準報酬月額は申立人とほぼ同額となっている上、申立人の標準報酬月額が遡及して訂正された痕跡は認められない。

このほか、申立期間①に係る申立人が主張する標準報酬月額に基づく 厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当 たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断する と、申立人が申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく 厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることは できない。

申立人の申立期間①から④までの標準賞与額については、厚生年金保険 法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とな らない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を 事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記 録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関す る法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成16 年12月20日は68万円、17年7月20日、18年7月12日及び同年12月 13日は69万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料 を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和38年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月20日

② 平成17年7月20日

③ 平成18年7月12日

④ 平成 18 年 12 月 13 日

申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、 事業所は、当該賞与について社会保険事務所(当時)に届出を行ってい なかったため、保険料納付が行われていなかった。

事業所は、後で誤りに気付き、平成 21 年 12 月 21 日に社会保険事務 所に対して当該賞与に係る届出を行ったが、既に 2 年以上経過していた ため、厚生年金保険料は時効により納付できず、厚生年金保険の給付に 反映されない記録となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における申立期間①から④までに係る厚生年金保険の標準 賞与額について、同社は厚生年金保険被保険者賞与支払届を平成 21 年 12 月 21 日付けで社会保険事務所に提出し、これに基づき社会保険事務所に おいて当該期間の標準賞与額が、申立期間①は 68 万円、申立期間②から ④までは 69 万円と記録されている。ただし、当該記録は、政府の保険料を徴収する権利が時効により消滅していることから、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により年金額の基礎とはされていない。

これに対し、申立人は、当委員会に対し申立期間①から④までの年金記録の確認を求めているものであるが、当該事業所から提出された「賞与計算書」及び申立人が保管している賞与支払明細書により、申立人は、当該期間に、それぞれ賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

申立人の申立期間①から④までの標準賞与額については、厚生年金保険 法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とな らない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を 事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記 録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関す る法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成16 年12月20日は44万円、17年7月20日、18年7月12日及び同年12月 13日は42万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料 を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和28年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月20日

- ② 平成17年7月20日
- ③ 平成18年7月12日
- ④ 平成 18 年 12 月 13 日

申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、 事業所は、当該賞与について社会保険事務所(当時)に届出を行ってい なかったため、保険料納付が行われていなかった。

事業所は、後で誤りに気付き、平成 21 年 12 月 21 日に社会保険事務 所に対して当該賞与に係る届出を行ったが、既に 2 年以上経過していた ため、厚生年金保険料は時効により納付できず、厚生年金保険の給付に 反映されない記録となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における申立期間①から④までに係る厚生年金保険の標準 賞与額について、同社は厚生年金保険被保険者賞与支払届を平成 21 年 12 月 21 日付けで社会保険事務所に提出し、これに基づき社会保険事務所に おいて当該期間の標準賞与額が、申立期間①は 44 万円、申立期間②から ④までは 42 万円と記録されている。ただし、当該記録は、政府の保険料を徴収する権利が時効により消滅していることから、厚生年金保険法第75 条本文の規定により年金額の基礎とはされていない。

これに対し、申立人は、当委員会に対し申立期間①から④までの年金記録の確認を求めているものであるが、当該事業所から提出された「賞与計算書」により、申立人は、当該期間に、それぞれ賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

申立人の申立期間①から④までの標準賞与額については、厚生年金保険 法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とな らない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を 事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記 録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関す る法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を32万円と することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料 を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和25年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月20日

② 平成17年7月20日

③ 平成18年7月12日

④ 平成 18 年 12 月 13 日

申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、 事業所は、当該賞与について社会保険事務所(当時)に届出を行ってい なかったため、保険料納付が行われていなかった。

事業所は、後で誤りに気付き、平成 21 年 12 月 21 日に社会保険事務 所に対して当該賞与に係る届出を行ったが、既に 2 年以上経過していた ため、厚生年金保険料は時効により納付できず、厚生年金保険の給付に 反映されない記録となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における申立期間①から④までに係る厚生年金保険の標準 賞与額について、同社は厚生年金保険被保険者賞与支払届を平成21年12 月21日付けで社会保険事務所に提出し、これに基づき社会保険事務所に おいて当該期間の標準賞与額が32万円と記録されている。ただし、当該 記録は、政府の保険料を徴収する権利が時効により消滅していることから、 厚生年金保険法第 75 条本文の規定により年金額の基礎とはされていない。これに対し、申立人は、当委員会に対し申立期間①から④までの年金記録の確認を求めているものであるが、当該事業所から提出された「賞与計算書」により、申立人は、当該期間に、それぞれ賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

群馬厚生年金 事案 1201

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①から④までの標準賞与額については、厚生年金保険 法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とな らない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を 事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記 録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関す る法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成16 年12月20日は20万円、17年7月20日、18年7月12日及び同年12月 13日は15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料 を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和12年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月20日

- ② 平成17年7月20日
- ③ 平成18年7月12日
- ④ 平成 18 年 12 月 13 日

申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、 事業所は、当該賞与について社会保険事務所(当時)に届出を行ってい なかったため、保険料納付が行われていなかった。

事業所は、後で誤りに気付き、平成 21 年 12 月 21 日に社会保険事務 所に対して当該賞与に係る届出を行ったが、既に 2 年以上経過していた ため、厚生年金保険料は時効により納付できず、厚生年金保険の給付に 反映されない記録となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における申立期間①から④までに係る厚生年金保険の標準 賞与額について、同社は厚生年金保険被保険者賞与支払届を平成 21 年 12 月 21 日付けで社会保険事務所に提出し、これに基づき社会保険事務所に おいて当該期間の標準賞与額が、申立期間①は 20 万円、申立期間②から ④までは 15 万円と記録されている。ただし、当該記録は、政府の保険料を徴収する権利が時効により消滅していることから、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により年金額の基礎とはされていない。

これに対し、申立人は、当委員会に対し申立期間①から④までの年金記録の確認を求めているものであるが、当該事業所から提出された「賞与計算書」により、申立人は、当該期間に、それぞれ賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

群馬厚生年金 事案 1202

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①から④までの標準賞与額については、厚生年金保険 法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とな らない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を 事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記 録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関す る法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を25万円と することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料 を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和28年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月20日

② 平成17年7月20日

③ 平成18年7月12日

④ 平成 18 年 12 月 13 日

申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、 事業所は、当該賞与について社会保険事務所(当時)に届出を行ってい なかったため、保険料納付が行われていなかった。

事業所は、後で誤りに気付き、平成 21 年 12 月 21 日に社会保険事務 所に対して当該賞与に係る届出を行ったが、既に 2 年以上経過していた ため、厚生年金保険料は時効により納付できず、厚生年金保険の給付に 反映されない記録となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における申立期間①から④までに係る厚生年金保険の標準 賞与額について、同社は厚生年金保険被保険者賞与支払届を平成 21 年 12 月 21 日付けで社会保険事務所に提出し、これに基づき社会保険事務所に おいて当該期間の標準賞与額が 25 万円と記録されている。ただし、当該 記録は、政府の保険料を徴収する権利が時効により消滅していることから、 厚生年金保険法第 75 条本文の規定により年金額の基礎とはされていない。これに対し、申立人は、当委員会に対し申立期間①から④までの年金記録の確認を求めているものであるが、当該事業所から提出された「賞与計算書」により、申立人は、当該期間に、それぞれ賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

申立人の申立期間①及び②の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年12月20日は45万円、17年7月20日は50万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料 を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和48年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月20日

② 平成17年7月20日

申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、 事業所は、当該賞与について社会保険事務所(当時)に届出を行ってい なかったため、保険料納付が行われていなかった。

事業所は、後で誤りに気付き、平成 21 年 12 月 21 日に社会保険事務 所に対して当該賞与に係る届出を行ったが、既に 2 年以上経過していた ため、厚生年金保険料は時効により納付できず、厚生年金保険の給付に 反映されない記録となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における申立期間①及び②に係る厚生年金保険の標準賞与額について、同社は厚生年金保険被保険者賞与支払届を平成 21 年 12 月 21 日付けで社会保険事務所に提出し、これに基づき社会保険事務所において当該期間の標準賞与額が、申立期間①は 45 万円、申立期間②は 50 万円と記録されている。ただし、当該記録は、政府の保険料を徴収する権利が時効により消滅していることから、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により年金額の基礎とはされていない。

これに対し、申立人は、当委員会に対し申立期間①及び②の年金記録の確認を求めているものであるが、当該事業所から提出された「賞与計算書」により、申立人は、当該期間に、それぞれ賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

群馬厚生年金 事案 1204

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①から④までの標準賞与額については、厚生年金保険 法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とな らない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を 事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記 録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関す る法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成16 年12月20日は54万円、17年7月12日は55万円、18年7月12日及び 同年12月13日は60万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料 を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和50年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月20日

- ② 平成17年7月20日
- ③ 平成18年7月12日
- ④ 平成 18 年 12 月 13 日

申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、 事業所は、当該賞与について社会保険事務所(当時)に届出を行ってい なかったため、保険料納付が行われていなかった。

事業所は、後で誤りに気付き、平成 21 年 12 月 21 日に社会保険事務 所に対して当該賞与に係る届出を行ったが、既に 2 年以上経過していた ため、厚生年金保険料は時効により納付できず、厚生年金保険の給付に 反映されない記録となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における申立期間①から④までに係る厚生年金保険の標準 賞与額について、同社は厚生年金保険被保険者賞与支払届を平成21年12 月21日付けで社会保険事務所に提出し、これに基づき社会保険事務所に おいて当該期間の標準賞与額が、申立期間①は54万円、申立期間②は55 万円、申立期間③及び④は 60 万円と記録されている。ただし、当該記録は、政府の保険料を徴収する権利が時効により消滅していることから、厚生年金保険法第75条本文の規定により年金額の基礎とはされていない。

これに対し、申立人は、当委員会に対し申立期間①から④までの年金記録の確認を求めているものであるが、当該事業所から提出された「賞与計算書」により、申立人は、当該期間に、それぞれ賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

申立人の申立期間①及び②の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を35万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料 を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和48年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月20日

② 平成17年7月20日

申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、 事業所は、当該賞与について社会保険事務所(当時)に届出を行ってい なかったため、保険料納付が行われていなかった。

事業所は、後で誤りに気付き、平成 21 年 12 月 21 日に社会保険事務 所に対して当該賞与に係る届出を行ったが、既に 2 年以上経過していた ため、厚生年金保険料は時効により納付できず、厚生年金保険の給付に 反映されない記録となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における申立期間①及び②に係る厚生年金保険の標準賞与額について、同社は厚生年金保険被保険者賞与支払届を平成21年12月21日付けで社会保険事務所に提出し、これに基づき社会保険事務所において当該期間の標準賞与額が35万円と記録されている。ただし、当該記録は、政府の保険料を徴収する権利が時効により消滅していることから、厚生年金保険法第75条本文の規定により年金額の基礎とはされていない。これに対し、申立人は、当委員会に対し申立期間①及び②の年金記録の

確認を求めているものであるが、当該事業所から提出された「賞与計算書」により、申立人は、当該期間に、それぞれ賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

申立人の申立期間①及び②の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料 を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和55年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月20日

② 平成17年7月20日

申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、 事業所は、当該賞与について社会保険事務所(当時)に届出を行ってい なかったため、保険料納付が行われていなかった。

事業所は、後で誤りに気付き、平成 21 年 12 月 21 日に社会保険事務 所に対して当該賞与に係る届出を行ったが、既に 2 年以上経過していた ため、厚生年金保険料は時効により納付できず、厚生年金保険の給付に 反映されない記録となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における申立期間①及び②に係る厚生年金保険の標準賞与額について、同社は厚生年金保険被保険者賞与支払届を平成 21 年 12 月 21 日付けで社会保険事務所に提出し、これに基づき社会保険事務所において当該期間の標準賞与額が、申立期間①及び②は 32 万円と記録されている。ただし、当該記録は、政府の保険料を徴収する権利が時効により消滅していることから、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により年金額の基礎とはされていない。

これに対し、申立人は、当委員会に対し申立期間①及び②の年金記録の確認を求めているものであるが、当該事業所から提出された「賞与計算書」により、申立人は、当該期間に、それぞれ賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

申立人の申立期間①から④までの標準賞与額については、厚生年金保険 法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とな らない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を 事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記 録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関す る法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成16 年12月20日は31万5,000円、17年7月12日は32万円、18年7月12 日及び同年12月13日は34万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料 を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和49年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月20日

- ② 平成17年7月20日
- ③ 平成18年7月12日
- ④ 平成 18 年 12 月 13 日

申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、 事業所は、当該賞与について社会保険事務所(当時)に届出を行ってい なかったため、保険料納付が行われていなかった。

事業所は、後で誤りに気付き、平成 21 年 12 月 21 日に社会保険事務 所に対して当該賞与に係る届出を行ったが、既に 2 年以上経過していた ため、厚生年金保険料は時効により納付できず、厚生年金保険の給付に 反映されない記録となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における申立期間①から④までに係る厚生年金保険の標準 賞与額について、同社は厚生年金保険被保険者賞与支払届を平成 21 年 12 月 21 日付けで社会保険事務所に提出し、これに基づき社会保険事務所に おいて当該期間の標準賞与額が、申立期間①は 31 万 5,000 円、申立期間 ②は32万円、申立期間③及び④は34万円と記録されている。ただし、当該記録は、政府の保険料を徴収する権利が時効により消滅していることから、厚生年金保険法第75条本文の規定により年金額の基礎とはされていない。

これに対し、申立人は、当委員会に対し申立期間①から④までの年金記録の確認を求めているものであるが、当該事業所から提出された「賞与計算書」により、申立人は、当該期間に、それぞれ賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

申立人の申立期間①から④までの標準賞与額については、厚生年金保険 法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とな らない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を 事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記 録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関す る法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成16 年12月20日は33万円、17年7月12日は34万円、18年7月12日及び 同年12月13日は35万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料 を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和47年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月20日

- ② 平成17年7月20日
- ③ 平成18年7月12日
- ④ 平成 18 年 12 月 13 日

申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、 事業所は、当該賞与について社会保険事務所(当時)に届出を行ってい なかったため、保険料納付が行われていなかった。

事業所は、後で誤りに気付き、平成 21 年 12 月 21 日に社会保険事務 所に対して当該賞与に係る届出を行ったが、既に 2 年以上経過していた ため、厚生年金保険料は時効により納付できず、厚生年金保険の給付に 反映されない記録となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における申立期間①から④までに係る厚生年金保険の標準 賞与額について、同社は厚生年金保険被保険者賞与支払届を平成 21 年 12 月 21 日付けで社会保険事務所に提出し、これに基づき社会保険事務所に おいて当該期間の標準賞与額が、申立期間①は 33 万円、申立期間②は 34 万円、申立期間③及び④は 35 万円と記録されている。ただし、当該記録 は、政府の保険料を徴収する権利が時効により消滅していることから、厚 生年金保険法第75条本文の規定により年金額の基礎とはされていない。

これに対し、申立人は、当委員会に対し申立期間①から④までの年金記録の確認を求めているものであるが、当該事業所から提出された「賞与計算書」により、申立人は、当該期間に、それぞれ賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

申立人の申立期間①から④までの標準賞与額については、厚生年金保険 法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とな らない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を 事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記 録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関す る法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成16 年12月20日は45万円、17年7月12日は47万円、18年7月12日及び 同年12月13日は50万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料 を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和54年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月20日

- ② 平成17年7月20日
- ③ 平成18年7月12日
- ④ 平成 18 年 12 月 13 日

申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、 事業所は、当該賞与について社会保険事務所(当時)に届出を行ってい なかったため、保険料納付が行われていなかった。

事業所は、後で誤りに気付き、平成 21 年 12 月 21 日に社会保険事務 所に対して当該賞与に係る届出を行ったが、既に 2 年以上経過していた ため、厚生年金保険料は時効により納付できず、厚生年金保険の給付に 反映されない記録となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における申立期間①から④までに係る厚生年金保険の標準 賞与額について、同社は厚生年金保険被保険者賞与支払届を平成 21 年 12 月 21 日付けで社会保険事務所に提出し、これに基づき社会保険事務所に おいて当該期間の標準賞与額が、申立期間①は 45 万円、申立期間②は 47 万円、申立期間③及び④は 50 万円と記録されている。ただし、当該記録は、政府の保険料を徴収する権利が時効により消滅していることから、厚生年金保険法第75条本文の規定により年金額の基礎とはされていない。

これに対し、申立人は、当委員会に対し申立期間①から④までの年金記録の確認を求めているものであるが、当該事業所から提出された「賞与計算書」により、申立人は、当該期間に、それぞれ賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

申立人の申立期間①から④までの標準賞与額については、厚生年金保険 法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とな らない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を 事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記 録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関す る法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成16 年12月20日は38万円、17年7月12日は50万円、18年7月12日及び 同年12月13日は53万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料 を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 42 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月20日

- ② 平成17年7月20日
- ③ 平成18年7月12日
- ④ 平成 18 年 12 月 13 日

申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、 事業所は、当該賞与について社会保険事務所(当時)に届出を行ってい なかったため、保険料納付が行われていなかった。

事業所は、後で誤りに気付き、平成 21 年 12 月 21 日に社会保険事務 所に対して当該賞与に係る届出を行ったが、既に 2 年以上経過していた ため、厚生年金保険料は時効により納付できず、厚生年金保険の給付に 反映されない記録となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における申立期間①から④までに係る厚生年金保険の標準 賞与額について、同社は厚生年金保険被保険者賞与支払届を平成 21 年 12 月 21 日付けで社会保険事務所に提出し、これに基づき社会保険事務所に おいて当該期間の標準賞与額が、申立期間①は 38 万円、申立期間②は 50 万円、申立期間③及び④は 53 万円と記録されている。ただし、当該記録 は、政府の保険料を徴収する権利が時効により消滅していることから、厚 生年金保険法第 75 条本文の規定により年金額の基礎とはされていない。

これに対し、申立人は、当委員会に対し申立期間①から④までの年金記録の確認を求めているものであるが、当該事業所から提出された「賞与計算書」により、申立人は、当該期間に、それぞれ賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

群馬厚生年金 事案 1211

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①から④までの標準賞与額については、厚生年金保険 法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とな らない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を 事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記 録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関す る法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成16 年12月20日は16万円、17年7月12日は25万円、18年7月12日及び 同年12月13日は26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料 を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和57年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月20日

- ② 平成17年7月20日
- ③ 平成18年7月12日
- ④ 平成 18 年 12 月 13 日

申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、 事業所は、当該賞与について社会保険事務所(当時)に届出を行ってい なかったため、保険料納付が行われていなかった。

事業所は、後で誤りに気付き、平成 21 年 12 月 21 日に社会保険事務 所に対して当該賞与に係る届出を行ったが、既に 2 年以上経過していた ため、厚生年金保険料は時効により納付できず、厚生年金保険の給付に 反映されない記録となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における申立期間①から④までに係る厚生年金保険の標準 賞与額について、同社は厚生年金保険被保険者賞与支払届を平成 21 年 12 月 21 日付けで社会保険事務所に提出し、これに基づき社会保険事務所に おいて当該期間の標準賞与額が、申立期間①は 16 万円、申立期間②は 25 万円、申立期間③及び④は 26 万円と記録されている。ただし、当該記録は、政府の保険料を徴収する権利が時効により消滅していることから、厚生年金保険法第75条本文の規定により年金額の基礎とはされていない。

これに対し、申立人は、当委員会に対し申立期間①から④までの年金記録の確認を求めているものであるが、当該事業所から提出された「賞与計算書」により、申立人は、当該期間に、それぞれ賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

申立人の申立期間①及び②の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料 を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和56年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年7月12日

② 平成 18 年 12 月 13 日

申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、 事業所は、当該賞与について社会保険事務所(当時)に届出を行ってい なかったため、保険料納付が行われていなかった。

事業所は、後で誤りに気付き、平成 21 年 12 月 21 日に社会保険事務 所に対して当該賞与に係る届出を行ったが、既に 2 年以上経過していた ため、厚生年金保険料は時効により納付できず、厚生年金保険の給付に 反映されない記録となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における申立期間①及び②に係る厚生年金保険の標準賞与額について、同社は厚生年金保険被保険者賞与支払届を平成21年12月21日付けで社会保険事務所に提出し、これに基づき社会保険事務所において当該期間の標準賞与額が26万円と記録されている。ただし、当該記録は、政府の保険料を徴収する権利が時効により消滅していることから、厚生年金保険法第75条本文の規定により年金額の基礎とはされていない。これに対し、申立人は、当委員会に対し申立期間①及び②の年金記録の

確認を求めているものであるが、当該事業所から提出された「賞与計算書」により、申立人は、当該期間に、それぞれ賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

申立人の申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本 文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録と されているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により 賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、 申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を 21 万円とすることが必要で ある。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料 を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和57年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月13日

申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、 事業所は、当該賞与について社会保険事務所(当時)に届出を行ってい なかったため、保険料納付が行われていなかった。

事業所は、後で誤りに気付き、平成 21 年 12 月 21 日に社会保険事務 所に対して当該賞与に係る届出を行ったが、既に 2 年以上経過していた ため、厚生年金保険料は時効により納付できず、厚生年金保険の給付に 反映されない記録となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における申立期間に係る厚生年金保険の標準賞与額について、同社は厚生年金保険被保険者賞与支払届を平成21年12月21日付けで社会保険事務所に提出し、これに基づき社会保険事務所において当該期間の標準賞与額が21万円と記録されている。ただし、当該記録は、政府の保険料を徴収する権利が時効により消滅していることから、厚生年金保険法第75条本文の規定により年金額の基礎とはされていない。

これに対し、申立人は、当委員会に対し年金記録の確認を求めているものであるが、当該事業所から提出された「賞与計算書」により、申立人は、

当該期間に、賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

群馬厚生年金 事案 1214

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①から④までの標準賞与額については、厚生年金保険 法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とな らない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を 事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記 録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関す る法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を68万円と することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料 を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和31年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月20日

② 平成17年7月20日

③ 平成18年7月12日

④ 平成 18 年 12 月 13 日

申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、 事業所は、当該賞与について社会保険事務所(当時)に届出を行ってい なかったため、保険料納付が行われていなかった。

事業所は、後で誤りに気付き、平成 21 年 12 月 21 日に社会保険事務 所に対して当該賞与に係る届出を行ったが、既に 2 年以上経過していた ため、厚生年金保険料は時効により納付できず、厚生年金保険の給付に 反映されない記録となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における申立期間①から④までに係る厚生年金保険の標準 賞与額について、同社は厚生年金保険被保険者賞与支払届を平成 21 年 12 月 21 日付けで社会保険事務所に提出し、これに基づき社会保険事務所に おいて当該期間の標準賞与額が 68 万円と記録されている。ただし、当該 記録は、政府の保険料を徴収する権利が時効により消滅していることから、 厚生年金保険法第 75 条本文の規定により年金額の基礎とはされていない。これに対し、申立人は、当委員会に対し申立期間①から④までの年金記録の確認を求めているものであるが、当該事業所から提出された「賞与計算書」により、申立人は、当該期間に、それぞれ賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間①から④までの申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立人に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出しており、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額は、申立人が 主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報 酬月額を32万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 25 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年11月1日から14年7月31日まで 申立期間について、標準報酬月額が9万8,000円に引き下げられてい るが、申立期間当時は月額32万円以上の給与を得ていたので、実際に 支払われていた給与に応じた標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人が勤務していたA社は、平成 14 年 7 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、同年 8 月 8 日付けで、申立人を含む従業員 47 人の申立期間に係る標準報酬月額が遡及して減額訂正されており、申立人の場合、当該期間の標準報酬月額が 32 万円と当初記録されていたものが、9万 8,000 円に訂正されていることが確認できる。

また、申立人は、当該事業所の商業登記簿謄本から役員でないことが確認できる上、同事業所の事業主は「申立期間当時、社会保険料を滞納していたため、厚生年金保険から脱退する届出を行った。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該訂正処理 を遡及して行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正 があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業 主が社会保険事務所に当初届け出た 32 万円に訂正することが必要と認め られる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額は、申立人が 主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報 酬月額を30万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和23年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年11月1日から14年7月31日まで 申立期間について、標準報酬月額が9万8,000円に引き下げられてい るが、申立期間当時は月額30万円以上の給与を得ていたので、実際に 支払われていた給与に応じた標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人が勤務していたA社は、平成 14 年 7 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、同年 8 月 8 日付けで、申立人を含む従業員 47 人の申立期間に係る標準報酬月額が遡及して減額訂正されており、申立人の場合、当該期間の標準報酬月額が 30 万円と当初記録されていたものが、9万 8,000 円に訂正されていることが確認できる。

また、申立人は、当該事業所の商業登記簿謄本から役員でないことが確認できる上、同事業所の事業主は「申立期間当時、社会保険料を滞納していたため、厚生年金保険から脱退する届出を行った。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該訂正処理を遡及して行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 30 万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社B所に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和 39 年9月 14 日、資格喪失日が平成5年4月1日とされ、当該期間のうち、昭和 39 年9月 14 日から同年 10 月1日までの期間は厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格取得日を同年9月 14 日とし、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和12年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年9月14日から同年10月1日まで

A社には、昭和36年4月1日に入社し、同社C所から同社B所へ39年9月14日に異動となったが、同日から同年10月1日までの期間が空白となっている。継続して勤務しており、事業所も事務処理誤りを認めているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社B所に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和 39 年 9 月 14 日、資格喪失日が平成 5 年 4 月 1 日とされ、当該期間のうち、昭和 39 年 9 月 14 日から同年 10 月 1 日までの期間は厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかしながら、A社B所から提出された申立人の人事記録、雇用保険の 記録及び同社から管轄の年金事務所にあてた要望書により、申立人は、同 社に継続して勤務(昭和39年9月14日にA社C所から同社B所へ異動) し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社B所における昭和39年10月の社会保険事務所(当時)の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、 事業主は、申立人の資格取得に係る届出を社会保険事務所に対し誤って提 出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを 認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 21 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年3月26日から39年12月21日まで

② 昭和40年7月1日から42年6月7日まで

③ 昭和42年10月1日から45年1月1日まで

年金記録では申立期間について脱退手当金が支給済みとされているが、 私は、脱退手当金を受け取った記憶は無い。申立期間について厚生年 金保険の被保険者期間として記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る最終事業所の厚生年金保険被保険者資格喪失日の前後2年間において、脱退手当金の受給要件を満たす女性被保険者は15人確認できるが、脱退手当金を支給されている者は申立人のみである上、申立人の脱退手当金については、申立期間に係る最終事業所の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3年5か月後の昭和48年5月28日に支給決定されており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間に挟まれた一部の被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、これを失念するとは考え難い。

さらに、申立人は、申立期間に係る最終事業所の厚生年金保険被保険者 資格喪失月から国民年金に加入しているとともに、脱退手当金が支給決定 されたとする昭和 48 年 5 月においても国民年金保険料を納付している上、 申立期間後の期間においても一部任意の未納期間や未加入期間があるもの の 10 年以上にわたり任意納付を含んだ保険料納付をしていることから、 脱退手当金を請求する意思を有していたとは認め難い。

加えて、申立人は、脱退手当金の支給がなされたとされている当時、その夫の仕事は順調であり、収入が減少する等の生活状況の大きな変化は無かったと申述している。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年8月から43年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和19年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年8月から43年6月まで

私の申立期間の国民年金保険料は、父の会社の経理担当者が納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、その父親の会社の経理担当者が国民年金保険料を納付していたと主張しているが、保険料を納付するためには、国民年金に加入し国民年金手帳記号番号の払出しを受けなければならないところ、申立人の手帳記号番号は昭和 61 年 11 月にA区で払い出されており、その時点では、申立期間については時効により保険料を納付することができない上、申立期間中に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていた形跡もうかがえない。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等) は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことを うかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和13年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から47年3月まで

国民年金制度の施行当時、村の区長を務めていた義父が私の国民年金の加入手続を行った。当初から、保険料はその義父に納付してもらっていた。義父は既に死亡しており、詳細については分からない。

国民年金手帳に検認されていなかったのは、村の年金の担当者が別に保管していたからである。申立期間について、国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間については国民年金制度の施行当初から、その義父が国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたと主張しており、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、昭和36年11月に申立人に手帳記号番号が払い出された記録が確認できる。

しかし、国民年金手帳記号番号払出簿の備考欄には被保険者資格を喪失したことを示す「失」の記載があり、オンライン記録によれば、申立人は昭和 36 年4月に遡って被保険者資格を喪失し、その後の申立期間が未加入期間となっている上、申立人が所持する国民年金手帳には同年4月に資格喪失した記載があることから、事務処理上不自然な点は無く、申立期間については未加入期間であったことがうかがえる。

また、申立期間中に、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

さらに、前述の昭和36年11月発行の国民年金手帳には検認がされておらず、保険料を納付した形跡が無く、国民年金手帳の国民年金印紙検認記録の各ページの割印は、納付の有無にかかわらず切り離すことと定められ

ていたことから、38年時点で、印紙検認台紙に押印し切り離したものと考えられる。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年4月から63年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和39年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年4月から63年9月まで

私は、専門学校に通うため、昭和 62 年 3 月に会社を退職したので、 父が国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していた。申立期間が国 民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父親が、国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたと主張しているが、保険料を納付するためには、国民年金手帳記号番号の払出しを受けなければならないところ、申立人の手帳記号番号は平成4年6月に払い出されており、この時点では、申立期間の保険料は時効により納付することができない。

また、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 12 月から 54 年 11 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和26年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年12月から54年11月まで

昭和51年12月に夫が会社を退職したので、夫婦一緒に国民年金に加入し夫婦二人分の保険料を一緒に納付していた。年金手帳の資格取得年月日が同年12月になっているので、申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 51 年 12 月に夫婦一緒に国民年金に加入し夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたと主張しているが、オンライン記録及び市の被保険者名簿によれば、申立期間直後の 54 年 12 月から 55 年 3 月までの保険料についても、申立人の夫の保険料は納付されているものの、申立人の保険料のみが未納となっており、夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたとする申立人の主張と整合しない。

また、申立人は、国民年金手帳の被保険者資格取得年月日が昭和 51 年 12 月となっていることから、同年 12 月に国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、オンライン記録及び市の被保険者名簿によると、申立人の被保険者資格取得年月日は 54 年 12 月となっており、申立期間は国民年金に未加入の期間であることから、制度上、保険料を納付することができず、当該国民年金手帳の被保険者資格取得年月日をもって保険料を納付したとは認め難い。

さらに、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から 61 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和27年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から61年1月まで

私は申立期間の国民年金保険料を口座振替で納付していたはずである。 申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得が いかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち昭和 60 年4月及び同年5月については、申立人が保管している「A市国民年金保険料振替済領収証書」により、申立人は、 当該期間の国民年金保険料を納付していたことが確認できる。

しかしながら、申立人が所持する国民年金手帳の資格記録欄には、昭和 60 年4月に被保険者資格を喪失していることが確認できる上、同年4月及び同年5月の保険料については、還付整理簿により、国民年金手帳記号番号、住所、氏名、還付金額、還付決定日及び支払年月日が明確に記載されていることから、当該期間の保険料が申立人に還付されていることについて事務処理上の不自然さは見られない。

- 2 申立期間のうち昭和60年6月から同年11月までについては、国民年 金被保険者資格を喪失した後の期間であり、国民年金未加入期間となり、 制度上、保険料を納付することができない。
- 3 申立期間のうち昭和 60 年 12 月及び 61 年 1 月については、当時、申立人はB村(現在は、C市)に住民登録されているところ、同村において、申立人が国民年金に加入していた形跡が見当たらず、申立人自身も国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったという具体的な記憶が無

いなど、当時の状況が曖昧である。

4 申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡もうかがえない。

また、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等) は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の平成 16 年 7 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和55年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年7月

私は、国民年金保険料が未納となっていることを知り、A社会保険事務所(当時)の窓口で国民年金保険料を納付したことを記憶している。後日、納付したはずの申立期間を含んだ2か月分の保険料が未納である旨の通知が来たが、私は、納付した際の領収書を紛失したため、再度、2か月分の保険料を納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を含む2か月分の国民年金保険料をA社会保険事務所の窓口で納付したはずであると主張しているところ、申立人が申立期間の保険料と一緒に納付していたと申述する平成17年4月の保険料については、オンライン記録により18年7月24日に過年度納付していることが確認できるが、同社会保険事務所の現金出納簿によると、同日において、窓口における保険料の収納は確認できないことから、保険料は金融機関で納付されていたものと推認でき、申立人が申立期間を含めた保険料を同社会保険事務所の窓口で納付したとする主張と整合しない。

また、申立人が未納保険料を納付したとする平成 18 年7月頃は、9年 1月に基礎年金番号制度が導入された後の期間であり、基礎年金番号に基づき、国民年金保険料の収納事務の電算化が図られていた状況下である上、14 年4月に保険料収納事務が国に一元化されており、年金記録事務における事務処理の機械化が一層促進された時期であることを踏まえると、申立期間の記録管理が適切に行われていなかった可能性は低いものと考えられる。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確

定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者とならない期間であることから、申立人の当該期間における厚生年金保険の標準賞与額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和47年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 12 月 20 日

申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、 事業所は、当該賞与について社会保険事務所(当時)に届出を行ってい なかったため、保険料納付が行われていなかった。

事業所は、後で誤りに気付き、平成 21 年 12 月 21 日に社会保険事務 所に対して当該賞与に係る届出を行ったが、既に 2 年以上経過していた ため、厚生年金保険料は時効により納付できず、厚生年金保険の給付に 反映されない記録となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における申立期間に係る厚生年金保険の標準賞与額について、同社 は厚生年金保険被保険者賞与支払届を平成 21 年 12 月 21 日付けで社会保 険事務所に提出している。

また、当該事業所から提出された「賞与計算書」により、申立人は、申立期間に、賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人は平成 16 年 12 月 21 日に当該事業所における厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる。

また、厚生年金保険法第 19 条第1項において、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされており、同法第 81 条第2項において、「保険料は、被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収するものとする。」とされている。

これらを総合的に判断すると、平成 16 年 12 月は、申立人の厚生年金保険の被保険者期間に算入することができない月であり、当該月に支給された賞与については、保険料の徴収の対象とはならないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準賞与額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生 年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできな い。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和23年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年5月1日から13年10月1日まで ねんきん特別便により、A社における厚生年金保険の被保険者期間の うち、申立期間の標準報酬月額が低くなっている。申立期間の標準報酬 月額について記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間の賃金台帳及び給料明細書により、給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、当該事業所の事業主(申立人の兄)は「当時申立人は、公営住宅の入居に当たって収入制限が問題になるとして、標準報酬月額を下げたいとの申出があった。そのときに、退職金も前払いしている。」と証言している。

さらに、オンライン記録によれば、平成8年5月以降の標準報酬月額を47万円から30万円とする随時改定による処理が同年7月17日に行われていること、同年10月以降の標準報酬月額を同額の30万円とする定時決定による処理が同年9月4日に行われていること、及び9年10月以降の標準報酬月額を同額の30万円とする定時決定による処理が同年9月2日に行われていることから、遡及訂正等の不自然な処理が行われた形跡は見当たらない。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年7月26日から37年9月25日まで 申立期間について脱退手当金が支給済みと記録されているが、私は、 脱退手当金を受給していないので、申立期間について厚生年金保険の 被保険者期間として記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた申立期間に係る事業所の厚生年金保険被保険者 名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されていると ともに、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 37 年9月 25 日から約2か月後の同年 11 月9日に支給決定されているなど、 一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立期間に係る事業所の同僚は「脱退手当金の請求手続は会社がしてくれた。自分では手続していない。」と証言していることを踏まえると、申立人においても事業主による代理請求が行われていた可能性が高い。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退 手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、 申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和18年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年6月5日から39年4月1日まで

② 昭和39年4月1日から同年6月16日まで

年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金が支給済みとされていることを知った。脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②に係る事業所の申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和39年7月17日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者期間の被保険者記号番号は、申立期間①及び②と申立期間後では別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものと考えるのが自然である。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退 手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、 申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認める ことはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和2年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: 昭和22年8月1日から23年5月1日まで年金記録では申立期間について脱退手当金が支給済みとされているが、脱退手当金の支給日とされる昭和23年8月31日時点では、専門学校に入学したため、A地からB地に転居していた。私は、脱退手当金を受け取っていないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について脱退手当金を受給していないと申し立てているが、申立人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)の保険給付欄には、脱退手当金の支給を示す支給金額、支給開始年月日等の記載がある上、申立人の脱退手当金支給金額に計算上の誤りが無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、当該脱退手当金が支給決定された時期は、通算年金通則法施行前であり、専門学校入学のため申立期間の事業所を退職後、昭和28年12月20日まで厚生年金保険への加入歴が無い申立人が、脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手 当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。